

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

令和 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなたが輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品	名	数 量
4. 申立人の氏名又は名称 及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			

- （注） 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ]：

<https://www.customs.go.jp/mizugawa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格A4）

(税関様式C第 5811 号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べるのできる期限までは、あなた及び表面4.の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 表面5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。
9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されますと、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。